

平成 23 年 3 月 31 日現在

期間番号：32643

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007 ～ 2010

課題番号：19730038

研究課題名 (和文) 英国政府の国際訴訟戦略と戦術の研究

研究課題名 (英文) Litigation Strategies and Tactics of the British Government at the International Court of Justice

研究代表者

喜多 康夫 (KITA YASUO)

帝京大学・法学部・准教授

研究者番号：80307206

研究成果の概要 (和文)：1946 年から 1953 年までのイギリスが当事者となった国際司法裁判所の訴訟事件であるコルフ海峡事件、ノルウェー漁業事件、アムバティエロス事件、マンキエ・エクレオ事件、AIOC 事件及び貨幣用金事件の 6 件に関するイギリス政府内部の公文書を Kew にある The National Archives で収集した。2011 年 3 月 31 日時点でファイル数約 3 万 2000 枚、フォルダー数 313 個、サイズで約 56G バイトの資料を収集した。

現在は、上記の 6 つの事件の論文を同時に執筆しつつも、特に貨幣用金事件を含むコルフ海峡紛争に関する 5 本の論文を完成するように試みている。2011 年 3 月には、コルフ海峡紛争発生から安保理決議第 22 号に至るまでの過程に関する論文を 1 本発表し、同年 8 月にはその続きとしてコルフ海峡紛争における先決的抗弁段階に関する 2 本目の論文を発表する予定である。

研究成果の概要 (英文) : I have taken digital photographs of the British government documents, which are preserved in The National Archives of the UK in Kew. These are concerned with six international litigations, one of which parties was the United Kingdom, at the International Court of Justice, such as Corfu Channel Case with Albania, Fisheries Case with Norway, Ambatielos Case with Greek, Minquier and Ecrehos Case with France, AIOC Case with Iran and Monetary Gold Case with Italy. The total number of the digital files about those cases is up to more than 32,000 which are amount to 56 GB.

Now I am writing up five articles about Corfu Channel dispute including Corfu Channel Case with Albania, and Monetary Gold Case with Italy, although I also continue to write articles about other cases. In March, 2011, I published an article about the process of the Corfu Channel dispute from its outbreak to the Security Council Resolution 22, and will publish another one about the Preliminary Objections at the Corfu Channel Case this August.

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,800,000	0	1,800,000
2008 年度	800,000	240,000	1,040,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
2010 年度	300,000	90,000	390,000
総計	3,400,000	480,000	3,880,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際法学・イギリス外交史・国際司法裁判所

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究では、1946年から1953年までのイギリスの国際訴訟戦略を検討したが、その背景として次の2点を挙げることができる。第1に、国際法史における国際法実務家の貢献に関する研究の必要性である。第2に、国際法の発展に対するイギリスの国家実行の重要性についてである。

(2) 我が国の国際法学では、国際裁判所の司法判断などを通じて、条約や慣習国際法などの法原則や法規則の解釈論が中心となっている。現代の国際関係において国際法の適用と解釈が求められている以上、解釈論が国際法学において重要なものであることには疑いない。

しかし、国際法は長い歴史において発展してきたものであり、現代の国際法を解釈するにあたって、その歴史的な発展過程を無視することはできない。その意味で、国際法史は国際法学において重要な分野である。

この点につき、我が国の国際法史研究では、大学教授などの国際法研究者(international law scholars)に着目した国際法思想史の傾向が強い。国際法の発展においてGrotiusやVattelなど国際法学者が果たした役割が大きいからであるが、しかし、国際法は学説だけで成立している訳ではない。むしろ国家実行によって国際法は形成されてきたのであって、国際法学における国家実行の重要性は論をまたない。

そのような国家実行を直接に担当してきたのは、法曹や外交官などの国際法実務家(international law practitioners)である。すなわち、国際法に関する国家実行については、立法府の立法活動だけでなく、政府内における国際法実務家の活動や、司法府における法曹の国際法の解釈や適用が大きな影響を与えているのである。その意味で、国際法の発展を理解することを目的とする国際法史研究において国際法実務家に着目することは重要であり、国際法実務史とも呼べる分野の確立が求められる。

(3) 国際法史研究において国際法実務家に着目するとしても、どこの国の国際法実務家を選ぶかという問題は残る。本研究においては、イギリスの国際法実務家を選んだが、その理由は以下のとおりである。第1に、イギリスの国家実行は歴史的にも国際法の発展に貢献しているということである。第2に、1次資料にアクセスできるということである。

① イギリスの国家実行は国際法の発展に大きな影響を及ぼしており、その国家実行をイギリス政府の内面から理解することは、国際法の発展に関する理解を深めることができる。実際、17世紀以降、イギリスはその海軍力と外交によって国際法の形成に大きな影響力を与えてきた。その影響力は、国際法全般に及ぶ。その観点からは、イギリスの国家実行の分析は有意義なものである。

② 国際法実務家に関する研究については実際のところ、その資料へのアクセスが限定されていることが問題である。確かに、国際法実務家であっても、国際司法裁判所の裁判官として少数意見を多く発表した者や著作の多い者については、その国際法理論などは検討することはできる。しかし、国家実行としてなされる国際法実務家の法実務は、その所属する政府内において活動していることから、その活動を示す資料は政府の公文書として存在することになる。したがって、公文書の公開がなされている国でなければ、国際法実務家の研究にはかなり制限を加えられることとなる。

報告者が本研究においてイギリス政府の国際法実務家に着目した理由はまさしくここにある。第1に、公刊されている1次資料が多いことがあげられる。第2に、仮に公刊されていない資料であっても、イギリスの公文書館が活用できることである。

公刊されている1次資料については、1次資料の編纂を目的とした文献と、2次資料ではあるものの1次資料も添付した文献とに分かれる。前者には、例えばLord McNair, *International Law Opinions* 3 vols. では、政府法務官がイギリス政府に与えた国際法に関する法的助言がまとめられている。また20世紀初頭では極秘文書とされた政府法務官の意見 F083 Series も、C. Parry により *Law Officers' Opinions to the Foreign Office, 1793-1860* 97 vols. として出版されている。さらに、Parry はイギリス外務省法律顧問と協力して、完成はしなかったものの、*British Digest of International Law*, 5 vols. も刊行している。最近では、A. Carty & R. Smith, *Sir Gerald Fitzmaurice and the World Crisis* が外務省法律顧問であったFitzmauriceの公文書をまとめている。また必ずしも国際法関係だけではないが、*Documents on British Foreign Policy* 及び *Documents on British Policy Overseas* 並びに *British Documents on Foreign Affairs* など公刊されている一般的な外交文書でも、

イギリス政府の国際法実務を知ることができる。

また、2次資料ではあるものの1次資料を主たる内容にしている文献がある。そのようなものとしては、H. A. Smith, *The Great Britain and the Law of Nations* や Lord McNair, *Law of Treaties* が挙げられる。また他にも、H. Lauterpacht, *Recognition in International Law* や D. P. O'Connell, *The Law of State Succession* などの文献にも1次資料である政府法務官意見が添付されている。このような2次資料であっても、1次資料を参照できるという意味において有意義である。

しかし、イギリスの国際法実務史が検証可能となっているのは、仮に資料が公刊されていないとしても、The National Archives では30年原則を基本として、漸次イギリス政府の公文書を公開しており、イギリス政府の国際法実務を把握することができるからである。特に上記のような公刊された資料はF083 seriesを基礎としており、18世紀から20世紀初頭までしか対象となっていない。また、MarstonやCartyのような例外を除けば、現在では、イギリス政府の国際法実務に関する資料の公刊がそれほど進んでいないことを考えると、The National Archivesでの作業は必須となるが、幸いにもThe National Archivesの利用のし易さは世界でも屈指である。このようなイギリス政府の1次資料のアクセスのし易さにより、イギリスの国際法実務家の検討が可能となっている。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は2点ある。1点目は、あまり明らかとされていないイギリス政府の国際法実務を明らかにすることである。特に、イギリス政府の国際訴訟活動（対外政策決定過程と国際訴訟追行）については検討が必要である。2点目は、国際法学で未発達な国際訴訟戦略論の発展である。

(2) 上述の通り、イギリスは国際法の発展において大きな影響を与えてきた。特にそれが顕著なのは、国際裁判の分野である。19世紀後半のアメリカとの仲裁裁判であるアラバマ号事件以来、イギリス政府は度々国際仲裁裁判を活用し、諸国との紛争を国際法を用いて解決してきたが、その文脈においてイギリスの国際法実務家が活躍してきた。

このことは国際司法裁判でも変わらない。例えば、国際連盟の時代に作られた常設国際司法裁判所も、当時のイギリス外務省法理顧問であったCecil Hurstの提案であった。また、常設国際司法裁判所における事件については、イギリス政府では外務省法律顧問を中

心とした弁護団が取り扱ってきたのである。さらに、第2次世界大戦後の1947年から1957年まで、イギリス政府は国際司法裁判所を積極的に活用してきたが、その国際訴訟追行の中心は当時の外務省法律顧問であったWilliam Eric Beckettと、彼の後を継いだGerald Fitzmauriceであった。

しかし彼らの活動は、イギリス外交史においても、国際法学においても、あまり着目されることはなかった。この彼らの国際訴訟実務を明らかにすることが本研究の目的があるが、その理由は、以下の2点である。

第1に、上述の通り、従来は国際法史は国際法思想史だけに限定されがちであり、国際法実務史の研究は意識的になされていなかった。しかし、国際法実務史としてイギリス政府の国際訴訟活動を明らかにすることは、国際法学では今まで目を向けられなかった分野を切り開くことになり、国際法の発展をより深く理解することができるようになると思われる。

第2に、我が国でのイギリス外交史研究において国際法実務は十分に検討されてこなかった。しかし、国際法実務は外交において必須である。それが各国の外務省に国際法部門がある理由でもある。その意味で、イギリス外交史研究においても国際法実務の研究は必要不可欠なものであって、イギリス政府の国際訴訟活動の検討は、従来のイギリス外交史研究における「隙間」を埋めるものでもある。

(3) 国際法学においては、Terry Gillがニカラグア事件を題材に国際訴訟戦略に関する先駆的な研究を行ったが、その後は弁護団に関する単発の研究などはあるものの、系統的な研究はあまり進んでいない。これは1つには、資料のアクセスの問題がある。また、法解釈の客観性という観点からは、裁判所の司法判断こそ重要であるとして、各訴訟当事者の主張をあまり重視していなかったこともある。

本研究は原則として国際法実務史の研究であるが、国際訴訟戦略に関する系統的な研究を推し進めることも、派生的な目的の1つである。すなわち、国際訴訟戦略論における事例研究は、軍事戦略論における「戦史」研究のような位置づけとなる。

国際法実務史における国際訴訟活動の研究が、国際訴訟戦略論の発展につながる可能性は以下のとおりである。第1に、訴訟戦略論は、訴訟当事者の観点から国際訴訟を分析するが、本研究はイギリス政府の観点から、当該事件における外交交渉も踏まえて国際訴訟を論じることから、より体系的な研究が可能となりうる。第2に上述の通り、本研究が対象とする国際訴訟はBeckettが外務省法

律顧問であった1946年から1953年までの事件に関する1次資料については、イギリス政府の国際訴訟活動については入手でき、また2次文献も豊富であることから、より深く考察することが可能となる。

このような歴史的な研究としての国際訴訟戦略の分析は、単に国際法史の文脈で価値があるだけではない。むしろ現代的な価値がある。2011年現在において国際司法裁判所に付託されている訴訟事件は14件を数える。そのような国際訴訟を抱える国々にとって、事例研究から訴訟戦略を学べる意義は大きい。

実際、今まで国際訴訟に消極的であったといわれた日本が、みなみまぐる事件を経て、2007年に国際海洋法裁判所にロシアに拿捕された2隻の漁船とその関係者たちの即時釈放請求を行った。この事件を踏まえて、外務省は「外交における国際裁判の積極的な活用にも努めている」と宣言するに至っている。また2010年6月には、オーストラリアは日本の調査捕鯨の合法性について国際司法裁判所に提訴したが、これは日本の国際司法裁判所での初めての国際訴訟である。国際訴訟の経験が少ない日本にとっては、イギリス政府の国際訴訟活動を、その内面から知ることそのものが重要である。

本研究は、1946年から1953年にかけてのイギリス政府の国際訴訟活動を叙史的に明らかにした上で、訴訟戦略論の観点からそれを分析するものである。このような研究は、捕鯨紛争などの国際訴訟に直面する日本にとっても、いわば一種の「戦史」研究のような形で有意義であると思われる。

3. 研究の方法

(1) 上述の通り、本研究は、国際法史における国際法実務家に着目し、イギリス政府の国際訴訟活動を叙史的に描くとともに、その訴訟戦略を分析する。そのため、本研究は、国際法学とイギリス外交史の境界線上の研究になっている。すなわち、本研究では、イギリス政府の国際訴訟活動を叙史的に明らかにする「外交史的アプローチ」と、イギリスの国際訴訟戦略を検討する分析的手法の2つの手法を採用している。これは、本研究がイギリス政府の国際訴訟活動の明確化と国際訴訟戦略の検討という2つの目的を有していることから生じている。

(2) 「外交史的アプローチ」(diplomatic historical approach)とは、Anthony Cartyの主唱するもので、我が国の国際法学にとっては珍しい研究手法であると考えている。その主たる特徴は、以下の3点である。第1に、1次資料の活用である。第2に、Allisonのいう「政府内政治モデル」(governmental

politics model)の採用である。第3に、政府内部の動きに関する叙史的記述である。

① 外交史的アプローチの第1の特徴は、1次資料の活用である。このような1次資料は2種類に分かれる。すなわち、イギリス政府の公文書と国際司法裁判所の訴訟資料である。

第1に、政府の公文書の使用は、外交史的アプローチの最大の特徴である。確かに今までも国際法学において、政府の公文書は利用してきた。しかし、それはあくまでも文脈から切り離された法的助言であった。例えば、Lord McNairは「政府が得た法的助言がどのようなものであったかを知ることによって価値があるのであって、個別の事例がどのような結論に至ったかを追求し、なにが起こったかを発見するようには試みなかった」として、文脈から切り離された法的助言を収集した。外交史的アプローチは、Lord McNairがあえて避けた個別の事例における国際法実務を明らかにするために、資料を用いるのである。

第2に、外交史的アプローチは、裁判所よりも、むしろ訴訟当事者に着目する。そのため、もちろん国際法学でも、国際司法裁判所の判決などが活用されている。しかし、外交史的アプローチでは、イギリス政府の公文書を踏まえて、*ICJ Pleadings*など訴訟当事者の書面陳述や口頭弁論を重視する。これはもちろん裁判所の司法判断を軽視するわけではないが、訴訟当事者であるイギリス政府の観点から外交という文脈で裁判所の司法判断を理解することになる。

② 国際法学では、国家は通常は法主体として一個の人格的な存在として取り扱われる。例えば、国際法の根拠を国家の意思に求める意思主義(voluntarism)はその典型例である。すなわち、国際法学では、Allisonのいう「合理的行為者」としての国家が一般的に想定されている。いわゆる「合理的行為者モデル」であるが、これがほぼ無意識的に採用されている訳である。

しかし、国家は単一の人格を有する存在ではない。むしろ、政治家や官僚など多数の利害関係者が関与する統治機構である。また、民主主義国であれば、国民は選挙を通じて立法府に関与することができる。したがって、国際法学が国家を合理的行為者として取り扱い、その「意思」を語る場合、かならずしも現実に合致しているとは言にくい。

これに対して、外交史アプローチでは、合理的行為者としての国家よりも、むしろ政府や官僚といった政府関係者に着目する。すなわち、「政府内政治モデル」を採用している。それは1つには政府公文書という参考する資料の性質でもある。例えば、イギリス外務省

の場合、各課が保有していた F0371 Series が本研究で参照する主な資料になるが、そこには公電など正式な文書の写しだけでなく、その形成過程に関するメモ (Minutes) も含まれており、閣僚や官僚など政府関係者の発言を通じて外務省内でどのように意見が形成されていったか理解されうる。こうして外交史的アプローチでは、国際法学が合理的行為者として想定している「国家の意思」というのは「政策決定過程とその結論」に転換されるのである。

③ 外交史的アプローチの第 3 の特徴は、外交的文脈における国際法実務の叙史的検討である。すなわち、国際法学は一般的に分析的叙述を行う。すなわち、筆者の観点から国際法の原則及び規則を分析的に解釈する。しかし、外交史的アプローチは、政府関係者の動きに着目することから、自ずと彼らの描写は叙史的にならざるを得ない。このような叙史的描写は、外交史ではごく普通のことであろうが、国際法学ではあまり見られない記述の仕方であろう。

(3) 本研究がイギリス政府の国際訴訟活動を叙史的に描写しているからと言って、本研究が分析的記述を排したことを意味しない。イギリス政府の国際訴訟活動を描く場合には叙史的描写にならざるを得ないものの、その訴訟活動の進め方である訴訟戦略を検討するには、逆に分析的にならざるを得ないからである。訴訟戦略を分析するにあたっては、特に次の 2 点が必要となる。1 つは訴訟戦略の合理性である。もう 1 つは法的議論の適切性である。

① 軍事戦略論と同様に、訴訟戦略にも階層性がある。すなわち、国家戦略を頂点として、外交戦略があり、その下層に国際訴訟戦略がある。また、訴訟戦略内においても法廷を選ぶ戦域戦略、自己の主張を組み立てる作戦戦略、個別の訴訟手続における法廷戦術、弁護団形成などの訴訟技術などの階層に分かれ、それぞれの階層において、上位の階層との関係において最善の手段を決定することが求められる。個別事例の各局面における判断が適切であったかどうかを、本研究では訴訟戦略の合理性と呼ぶ。そのような合理性は、個別の事例の各局面によって基準が変わるが、主要な評価基準として、訴訟当事者の訴訟目的に合致しているかどうかといった目的性の問題と、敗訴のリスク評価などがある。

② 国際訴訟戦略論は軍事戦略論を参照としているが、訴訟戦略論と軍事戦略論には決定的な違いがある。それは、軍事戦略が敵軍

を直接の対象としているのに対し、国際訴訟戦略は国際裁判官たちがその対象であるからである。すなわち、軍事戦略が敵軍を打破することを目的とするのに対して、国際訴訟戦略は、国際裁判官たちを説得することを目的としている。ここに、訴訟戦略において、合理性だけでなく、法的議論の適切性が求められる。

このような法的議論の適切性には 2 つの特徴がある。1 つは、国際法の解釈論としての説得力である。もう 1 つは、自己の従前の解釈論や法的立場との一貫性が求められるという主観的制限である。

国際法の解釈論の説得力とは、自己の主張が国際裁判官たちに受け入れてもらえるかどうかという問題である。そのために、裁判官も納得できる客観性が必要となる。すなわち、国際法体系との整合性、国際判例との一致性、条約解釈における文言の自然な意味、価値の高い証拠など、第三者的評価に耐える解釈論を展開しなければ、国際裁判官たちは、訴訟当事者の法的議論を受け入れず、勝訴にはつながらない。したがって、国際訴訟戦略としては、自己の主観的な主張を超えた説得力のある解釈論の展開が必要となる。

他方で、国際法の解釈論を展開するにあっても、そのような解釈論が自己の従前の議論とその法的立場と一貫していなければ、その事件以外の事例で自己の主張が不利になる場合もある。その場合には、仮に裁判官も納得しうる解釈論であっても、自己の立場を縛るような解釈は取れない。本研究ではそのような訴訟当事者が採用する解釈論の限界のことを解釈論の主観的制限と呼ぶ。

このような解釈論の説得力と主観的制限の間において、訴訟当事者は適切な法的議論を組み立てることが求められる。したがって、国際法の解釈論も訴訟戦略論に組み込まれていると言える。

4. 研究成果

(1) 研究成果としては、次の 2 つを挙げることができる。第 1 に、今後の研究の基礎となるべき資料の収集である。第 2 に、現在執筆を行っている論文の公表である。

(2) 本研究の基礎は、あくまでイギリス政府の公文書である。その収集が今後の研究活動に大きく関わってくる。資料収集に関しては、Jpeg ファイルで約 3 万 2,000 枚、ファイル数 313 個、サイズ 56G バイトを超えている状況にある。

収集したファイルは、1946 年から 1953 年までのベケットが外務省法律顧問だった時代の 6 つの事件である。6 つの事件を収集したのは、それぞれの事件は法的には独立して

いるものの、イギリス政府内部で相互に関連しているためである。

収集したファイルは以下のとおりである。(コルフ海峡事件と貨幣用金事件を含む) コルフ海峡紛争は、ファイル数で 12,923、フォルダ数で 126 あり、サイズとしては約 27GB ある。ノルウェー漁業事件は、ファイル数で 10,366、フォルダ数で 75、サイズとしては 15GB ある。AIOC 事件は現在のところすべてを収集していないが、国際司法裁判所に直接に関連するファイルとして、ファイル数 623、フォルダ数で 11、サイズとして 1.58GB ある。マンキエ・エクレオ事件は、ファイル数 3,461、フォルダ数 45、サイズは 4.95GB ある。アムバディエロス事件については、ファイル数 3,692、フォルダ数 30、サイズは 5.27GB ある。この 6 つの事件以外にも収集した公文書があり、1.2GB ほどある。このような資料は、今後の研究活動の基礎になる。

(3) 現時点では複数の論文を同時に執筆中であるが、できる限り早く漸時発表していきたいと考えている。現在は、特にコルフ海峡紛争に関する研究を完成することに集中している。現在の構想としては、コルフ海峡紛争を① 紛争発生から安保理決議第 22 号に至るまでの過程、② 国際司法裁判所の先決的抗弁段階、③ 国際司法裁判所の本案段階におけるイギリス艦隊の無害通航権と掃海活動の合法性の問題、④ 国際司法裁判所の本案段階と賠償額認定段階におけるアルバニアの国際責任の問題、⑤ アルバニアとの賠償金交渉など貨幣用金事件も含む、1991 年のイギリスとアルバニアの外交関係樹立と 1996 年のアルバニアによる支払いに至るまでの過程、と 5 つの論文に分ける予定である

2011 年 3 月には「紛争発生から安保理決議第 22 号に至るまでのコルフ海峡紛争におけるイギリス外交」を発表した。また 2011 年 8 月には、「コルフ海峡事件の先決的抗弁段階におけるイギリス政府の国際訴訟戦略」を発表する予定である。本稿はコルフ海峡事件の国際司法裁判所における先決的抗弁に関する論文である。今後ともコルフ海峡紛争に関する研究を早急に完成し、著作としてまとめたいと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

喜多 康夫、紛争発生から安保理決議第 22 号に至るまでのコルフ海峡紛争におけるイギリス外交、帝京法学、査読無、第 27 巻第 1 号、2011、51-139

[学会発表] (計 3 件)

① 喜多 康夫 「ノルウェー漁業事件におけるイギリス政府の国際訴訟戦略」(京都大学国際法研究会、2010 年 4 月 10 日)

② 喜多 康夫 「コルフ海峡事件判決の賠償金に関するイギリス政府の国際訴訟戦略」(京都大学国際法研究会、2009 年 3 月 28 日)

③ 喜多 康夫 「コルフ海峡事件におけるイギリス政府の国際訴訟戦略」(京都大学国際法研究会、2008 年 7 月 5 日)

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

喜多 康夫 (KITA YASUO)
帝京大学・法学部・准教授
研究者番号：80307206

(2) 研究分担者

()
研究者番号：

(3) 連携研究者

()
研究者番号：